第1章 基本計画についての基本的考え方

1 基本計画策定の趣旨

社会経済情勢の変化や新たな消費者問題に対応するため、平成16年6月に「消費者保護基本法」が抜本的に見直され、消費者の「権利の尊重」と「自立の支援」を基本理念とする「消費者基本法^{※1}」が制定されました。

本県でも、消費者を従来の「保護される者」から「自立した主体」へと位置付けを大きく転換し、「行政、事業者、消費者等の連携」、「消費者の権利の尊重「消費者の自立の支援」を基本理念とする「千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例*2」(以下「消費生活条例」と言う。)を平成20年6月1日から施行しました。

また、この消費生活条例に基づき、平成21年度には、平成25年度までを 計画期間とする「千葉県消費生活基本計画」(以下「基本計画」という。)、 平成26年度には平成30年度までを計画期間とする第2次の基本計画を策 定し、消費者に関する各種施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

さらに、平成24年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」を受け、県においても、平成29年度に平成30年度までを計画期間とする「千葉県消費者教育推進計画」を策定し、消費者教育の総合的・計画的な推進を図ってきました。

この間も、少子高齢化の一層の進行、インターネットを利用した電子商取引の進展、シェアリングエコノミー*3等新たな商取引形態の拡大、東日本大震災後の消費者意識の変化など、消費生活をめぐる状況が大きく変化し、県内の消費生活相談窓口には、年間約4万件を超える相談が寄せられています。

こうした中で、消費者被害をなくし、消費者の安全・安心を確保するためには、商品や役務(サービス)に関する正確な情報の提供と、消費者被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済が図られる必要があります。

さらに、消費者問題の根本的な解決のためには、消費者被害の拡大防止や救済に向けた取組だけでは充分とは言い難く、自らの利益の擁護と増進のため、自主的に判断し、行動することのできる消費者を育成することが不可欠です。

また、2015年9月に「持続可能な開発目標(SDGs)*4」を柱とする「持続可能な開発目標のための2030アジェンダ」が国連において採択され、消費者には、自らの行動が社会に影響を与えることの認識や、環境に配慮した行動、持続可能な消費の実践が求められています。

そのため、消費者が社会的役割を自覚し、自ら進んで必要な知識や情報を 収集し、主体的かつ合理的に行動できる力を育てる消費者教育が、ますます重要となってきています。

特に、民法の改正により、平成34年4月には成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえると、若年者への消費者教育の充実は、喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、県では、国、市町村、消費者・消費者団体、事業者・事業者団体など多様な主体と一層連携・協働し、消費者が直面する様々な課題の解決を図っていく必要があります。

また、消費者一人ひとりが、消費者市民として、自主的、積極的に行動することが重要であり、県においても、消費者市民とともに、取組を進めていくことが求められています。

県では、平成30年度をもって、現行の両計画の計画期間が終了するところから、国における消費者行政の対応、消費者を巡る社会経済情勢の変化、これまでの取組状況を踏まえ、第3次の基本計画を策定するものです。

^{※1 「}消費者基本法」消費者を取り巻く経済社会情勢が大きく変化したため、「消費者保護基本法」を現代の経済社会に ふさわしいものとして抜本的に見直し、消費者施策を充実・強化していくことが必要となった。平成16年6月に「消費者基本 法」と名称が改正されるとともに、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」が基本理念として新たに規定され、国・地 方公共団体・事業者等の責務規定なども大幅に改正された。

^{※2 「}千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例」経済社会情勢の変化、「消費者保護基本」の改正により的確に対応するため、平成 16 年度より「千葉県消費者保護条例」の見直しの検討を進め、平成 19 年 12 月に「千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例」を制定した。

^{※3} シェアリングエコノミーとは、物、サービス、場所などを多くの人が共有・交換して利用する共有型経済のこと。 ※4 持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016年から 2030 年までの国際目標。持続可能な 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が散り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

2 基本計画の目標

消費者 元気 ともに創る 暮らしやすさ いちばんの ちば

この基本計画は、消費者の安全を守り、消費者の権利を尊重し、消費者の自立を支援することにより、消費者が自らの役割や、消費行動が社会へ及ぼす影響等を自覚し、合理的な判断のもと、暮らしやすいちばに参画する環境の整備を目指します。

消費者が、それぞれのライフスタイルや価値を尊重し、合理的な判断のもと、 積極的に行動することにより、社会の枠組みも真に消費者本位のものへと 変革し、市場も適正さや公平さを高めながら活性化し、さらにそれが消費者に とって、安心して選択肢を広げることができるという良好な循環につながり ます。

そこで、本基本計画では、消費者が自ら参画して、安心して、元気に生き 生きと暮らすことのできる消費者市民社会を進展させていく良好な循環を生 み出し、次世代へとつなげていく環境の整備をすすめていきます。

3 基本計画推進に当たっての考え方

消費生活条例では、消費生活の安定と向上を図るに当たり、「行政、消費者、 事業者等の主体が連携・協働すること」、「消費者の権利を尊重すること」、「消 費者の自立を支援すること」を基本理念として掲げています。

基本計画の推進に当たっても、消費生活条例の基本理念を踏まえ、消費者の権利を尊重し、消費者市民社会を進展させていくため、

- ○消費者が主役として、
- ○個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重し、
- ○自主的・主体的に参画して、

○次世代に暮らしやすいちばを引き継いでいく 取組を進めることを基本とします。

4 基本計画の性格

基本計画は、「千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例」に基づく基本計画と、「消費者教育推進法」に基づく法定計画を、消費生活に関する総合的・基本的計画として一体的に策定し、消費生活に関連する各種施策、事業を、「消費者の視点」に立って、総合的かつ計画的に推進していくための基本指針とします。

また、本計画は、県政運営の基本となる千葉県総合計画に沿った消費生活に 関する施策の全体像を示すものです。

5 計画期間

計画期間は、平成31年度からの5年間とします。

(2019年度から2023年度まで)

ただし、社会経済情勢等の変化に対応するため、必要に応じて見直しをする こととします。

6 計画の推進体制

基本計画の推進にあたっては、県庁内に設置した副知事を本部長とする 消費者行政推進本部を中心に、関連計画との整合性を図りながら、効率的な 連携により、事業の総合的かつ計画的な進展及び進捗管理を行います。

また、各年度の進捗状況については、消費者行政審議会に報告の上、公表します。

また、この基本計画において、県が目指す目標や、取り組むべき課題、施策展開の方向を明示することにより、県民や市町村と認識を共有し、協働していきます。